

各 位

会 社 名 NCD株式会社  
代表者名 代表取締役社長 下條 治  
(コード 4783 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 加藤 裕介  
電 話 03-5437-1021  
U R L <https://www.ncd.co.jp/>

## 業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)及び執行役員(以下「取締役等」という。)を対象とする業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を一部改定したうえで継続することについて決議し、2026年6月25日開催予定の第61回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の継続

当社は、取締役等の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上による持続的成長と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年度より本制度を導入しております。

当社は、株主の皆様との株価連動のメリットとリスクの共有、及び持続的成長と企業価値増大に向けた取締役等に対するインセンティブの更なる向上などの点において本制度を適用することが妥当であるものと判断し、2026年度から始まる新たな中期経営計画の対象期間(2027年3月期から2029年3月期)においても本制度を継続いたします。なお、対象期間終了後も、当社取締役会の決議により、株主総会の承認決議を得た範囲内で、新たな中期経営計画に対応する3事業年度を新たな対象期間として本制度を継続することがあります。

#### 2. 本制度改定の内容

本制度では、当社が、当社の中期経営計画に対応する3事業年度からなる対象期間(以下「対象期間」という。)における業績目標の達成度に応じて、取締役等に対して当社普通株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭を支給いたします。

本制度に基づき取締役等に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は、2020年6月29日開催の第55回定時株主総会において、上限を2億円とすることにつき、ご承認をいただいておりますが、取締役等の増員時、当社の株価上昇や業績伸長時において上限を超過する可能性があることにより、本株主総会でご承認を得ることを条件として、その額を3億円に改定いたします。なお、本制度に基づく報酬限度額は、引続き取締役(監査等

委員である取締役を除く)の報酬限度額とは別枠として本株主総会に付議するものであります。対象期間終了後に交付する当社普通株式の総数の上限につきましては、足元の当社の株価水準等に鑑み、30万株から10万株に変更いたします。

また、業績目標に係る指標につきましては、対象期間の最終事業年度の連結売上高及び連結営業利益としておりますが、これを対象期間(3事業年度)における連結売上高及び連結営業利益、連結自己資本利益率(ROE)及びエンゲージメント指数に変更するものであります。

## 【本制度の概要等】

### (1) 本制度の概要

本制度は、対象期間における業績目標達成度に応じて、取締役等に対して当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭を、対象期間分の報酬等として支給する業績連動型の株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)です。今回の対象期間は、2027年3月期から2029年3月期までの3事業年度となります。今後も中期経営計画に対応する3事業年度の期間を対象期間とし、本制度を継続することがあります。

したがって、取締役等へは上記業績目標の達成度に応じて、当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭を支給するものであることから、本制度の導入時点では、各取締役等に対してこれらを交付又は支給するか否か、並びに交付する当社普通株式の数、当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び支給する金銭の額は確定しておりません。

### (2) 本制度の仕組み

本制度は、以下の手順によって実施されます。

- ① 対象期間における業績目標達成度に応じて、取締役等の役位に基づき、次項に記載する算式に従い、各取締役等に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額を、取締役会において決定します。
- ② 当社は、上記①で決定された各取締役等に交付する当社普通株式の数に応じて、各取締役等に対して、当社普通株式交付のための金銭報酬債権を支給し、各取締役等は当該金銭報酬債権の全部を現物出資することにより、当社普通株式を取得します。なお、当社普通株式の払込金額は、対象期間終了後に開催される当該交付のための株式発行又は自己株式の処分に係る取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)とします。
- ③ 上記②の当社普通株式の交付に伴い、各取締役等に納税負担が発生することから、納税資金確保のため、当社は、上記②の金銭報酬債権に加え上記①で決定された額の金銭を各取締役等に支給します。

### (3) 本制度に基づき取締役等に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下①の算式に基づき、各取締役等に交付する当社普通株式の数を算定し、以下②の算式に基づき、各取締役等に支給する納税資金確保のための金銭の額を算定いたします。

- ① 各取締役等に交付する当社普通株式の数  
= 基準交付株式数(※1) × 業績連動支給率(※2) × 60%

② 各取締役等に支給する金銭の額

$$= (\text{基準交付株式数}(\text{※1}) \times \text{業績連動支給率}(\text{※2}) - \text{上記①で算定した当社普通株式の数}) \\ \times \text{交付時株価}(\text{※3})$$

(※1) 取締役等の役位に基づく報酬基準に応じて定める金額／基準株価×3(事業年度分)

基準株価は、対象期間の初事業年度に開催される当社定時株主総会前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。なお、算出した交付株式数に単元未満株式が生じる場合、単元未満株式は切り捨てるものとします。

(※2) 業績連動支給率は、取締役等の会社業績目標に対応する水準を 100%とし、目標達成度に応じて 0%から 150%の範囲で定めます。

(※3) 対象期間終了後における、本制度に基づく当社普通株式交付に関する株式発行又は自己株式の処分に係る取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)とします。)とします。

(4) 本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額並びに交付株式総数の上限

本制度の対象期間において、取締役等に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は、上限を 3 億円とし、交付する当社普通株式の総数の上限は 10 万株といたします。なお取締役等に対して支給する金銭報酬債権及び金銭の総額又は取締役等に対して交付する当社普通株式の総数が、上限を超過する場合は、当該上限を超えている金銭報酬債権及び金銭の総額又は当社普通株式の総数については、按分比例等の合理的な方法により、各取締役等に支給又は交付する金銭報酬債権及び金銭又は当社普通株式の数を減少させるものとします。

(5) 本制度の株式交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合、取締役等に対して当社普通株式を交付します。

① 対象期間中に取締役等として在任したこと

② 一定の非違行為がなかったこと

③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(注1) 対象期間中に取締役等が退任する場合には、対象期間中の在任月数に応じて按分した数の当社普通株式を交付いたします(ただし、在任月数が 12 月に満たない場合は除く)。

(注2) 対象期間中に新たに就任した取締役等においては、対象期間中の在任月数に応じて按分した数の当社普通株式を交付いたします。

(注3) 取締役等の対象期間中の死亡による退任の場合においては、対象期間中の在任月数に応じて按分した数の当社普通株式を交付いたします。

(6) クローバック条項

本制度においては、取締役等が当社普通株式の交付及び金銭の支給を受けることについての権利確定日以降に、重大な決算の修正等が発生した場合、又は重大な法令違反、社内規定違反及び不正行為等が発生

した場合、取締役等に対して、交付済みの当社普通株式及び支給済みの金銭の一部又は全部の返還を請求することができるものとします。

(7) 組織再編等における取扱い

対象期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、対象期間の開始日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式について、本制度に係る上記金銭報酬債権及び金銭の額の算定方法に基づき算定する額の金銭を支給することができるものとします。

以上